



異動シーズンは 届け出はお早めに!

3月、4月は就職や転勤、進・入学のシーズンです。引越しされる方も多いと思いますが、忘れてならないのが住所の届け出です。この時期は、本庁市民課・各支所市民福祉課の窓口が大変混雑しますので、必要な届け出は早めに手続きを済ませましょう。また、引越しによって出される粗大ごみ等は、適切に処分しましょう。(処分方法は4頁参照)

3月28日(土)・29日(日)

市民課休日窓口を開設

住所異動が特に多い3月末の休日に窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。

受付時間

午前8時30分
午後5時15分

受付場所

市民課(市役所本庁舎1階)

※各支所は開設していません。

取扱業務

※届出の種類によって受付できない場合や再度お越しいただく場合がありますので、

ご注意ください。

表1. 3月28日(土)・29日(日)の取扱業務

○住民異動届(転入届・転出届・世帯変更届など)の受付	
○証明書(住民票・戸籍関係、印鑑登録)の交付	
○印鑑登録の受付	
○戸籍届(婚姻届・出生届など)の受付	
<住民異動に関連する事務>	
○国保の加入・喪失届	○国民年金加入・喪失届
○後期高齢者医療被保険者証の交付・返還	
○後期高齢者医療高額医療費申請	
○児童手当の認定申請・消滅届	
○乳幼児医療受給資格登録申請	
○所得証明書・納税証明書・課税証明書の交付	
○入学通知書・転入学通知書の交付	
○転入転出に係る重度心身障がい者医療費受給資格の申請	
○水道の開閉栓の受付	

待ち時間に余裕を!

本庁市民課・各支所市民福祉課の窓口は、これからの時期、週初めや金曜日、また昼休みが大変混み合います。これらの時間帯を避けるか、待ち時間に余裕をもつてご来庁ください。

市役所は土・日曜日、祝日(休日窓口開設は除く)は休みですが、戸籍の届け出の受付(死亡、出生、婚姻、離婚届等)と埋・火葬許可証の発行は行っています。また、戸籍謄(抄)本、住民票の写しは、郵便請求もできます。

住所の異動届

住民登録は、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、小・中学校の入学、医療費の助成、各種検診などの基本となりますので、異動があった場合は必ず期限内に届け出てください。(表2参照)

なお、転出・転居する場合は、子供の転校に関する届け出、水道の開閉栓の届け出(使用または停止日の2日前まで)を行い、また、郵便局やNHK・電話・電気・ガス会社にも忘れずに連絡しましょう。

市民課窓口日曜サービス

本庁市民課窓口日曜サービスは、日曜日の午前中、午前8時30分から正午まで開設し、住民票、印鑑証明書、戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書(戸籍謄抄本)、所得証明書、自動車臨時運行許可などの各種証明書を発行しています。

なお、住民異動届については、お取り扱いできませんので、ご了承ください。 ※税務証明などの一部にも、お取り扱いできない業務があります。

表2. 住民異動の主な届け出

こんなとき	届の種類	届け出に必要なもの	届け出期限
市外から移るとき	転入届	届出人の印鑑、転出証明書(前住所地で発行します)、国民年金手帳、国民健康保険証(加入者のみ)、介護保険受給資格証明書(資格者のみ)、小・中学生のいる方は在学証明書	本市に来てから14日以内
市外へ移るとき	転出届	届出人の印鑑、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証(加入者のみ)、印鑑登録証(登録者)	本市から他の市区町村へ移る日まで
市内で住所を変更したとき	転居届	届出人の印鑑、国民年金手帳、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証(加入者のみ)	転居した日から14日以内
世帯主が変わったとき	世帯変更届	届出人の印鑑 国民健康保険証(加入者のみ)	変更の日から14日以内

戸籍の届け出

■本籍を移すには転籍届

本籍を移すときは、転籍届を出さなければなりません。

住所の異動届だけでは、本籍は変わりません。(届け出の際は「戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)」1通が必要)

■出生届は14日以内

子供が生まれた日から14日以内に届け出て下さい。その際、届け出る人の印鑑、母子健康手帳、届出用紙に医師等の出生証明書が必要です。

このほか、国保の加入や乳幼児医療費の助成、児童手当、出産育児一時金などの申請手続きも併せて行ってください。

■結婚したら婚姻届

届け出には、夫婦の印鑑と証人として成年2人の署名、押印が必要です。市内に本籍のない方は、戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)を添えてください。また、未成年の方は両親の同意が必要です。

■死亡届は7日以内

死亡届は、死亡した日から7日以内に届け出て下さい。その際、届出人の印鑑と医師の死亡診断書が必要です。



各支所市民福祉課市民係

☎(55)5104

市民課市民記録係

◎問い合わせ：

■戸籍や住民異動の届け出の際には身分証明書の提示を

全国各地において、婚姻・離婚・養子縁組・住民異動などの虚偽の届出事件が多発しています。そのため届け出を

持参した方に、運転免許証・パスポートなど官公署発行の顔写真が添付されている身分証明書を提示いただくようお願いしています。

選挙人名簿への登録

選挙人名簿への登録は、一般的には住民基本台帳の記録に基づいて行いますが、選挙人名簿登録の基準日現在で実際に二本松市内に住んでいない方については、当市の選挙人名簿へ登録できないことになっています。

学生で二本松市に住居登録をしているが、実際には就学

地である市外のアパートに住んで通学している場合などは、市内に住んでいるとは認められないため、当市の選挙人名簿へ登録することができません。

一方、このような場合は、実際にお住まいの市町村でも住民登録がなく選挙人名簿へ登録されませんので、いずれの市町村でも投票ができないことになってしまいます。異

◎問い合わせ：

選挙管理委員会事務局

☎(55)5146

国保の届け出・変更は14日以内

国保の届け出は、住所の変更や職場の保険に加入(喪失)したときなどは、14日以内に届け出をしてください。

また、就学のため市外にお住みになる学生の方には、家族とは別の保険証を交付しますので、在学証明書を持参のうえ、国保年金課国保年金係または各支所市民福祉課市民係で手続きをしてください。

いろいろな国保の届け出

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者になれない理由の証明書
	子供が生まれたとき	保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国人が入るとき	外国人登録証明書、パスポート
国保をやめるとき	他市区町村へ転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険証(両方)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けることになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	外国人が転出、出国するとき	保険証、外国人登録証明書
そのほかのとき	退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証
	市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯合併や世帯分離をしたとき	保険証、在学証明書
	修学のため、子どもが他の市区町村に転出したとき	
	出稼ぎや長期旅行で、別に保険証が必要なきとき	保険証
	施設に入所したとき	保険証、在園証明書
保険証をなくしたり、あるいは汚れて使えなくなったりしたとき	本人であることを証明するもの(使えなくなった保険証)	

※外国人に関する手続き以外は印鑑が必要です。